生駒市規則第6号

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市行政組織規則の一部改正)

第1条 生駒市行政組織規則(平成6年7月生駒市規則第22号)の一部を次のように改正する。

「秘書課 秘書係

第2条中 を「秘書企画課 秘書係 企 政策企画推進課 政策企画推進係」

「情報政策課 情報化推 画係」に、「行政経営係」を「情報システム係」に、 財政課 財政係

進係 情報システム係 を「財政経営課 財政係 経営係」に、「経済振興課」

「農林課 農林係

農林係 商業観光係 企業支援係」を

商工観光課 商業観光係 企業支援

に改める。

係」

第4条中「秘書課」を「秘書企画課」に改め、同条秘書係の項に次の1号を加える。

(7) 課の庶務に関すること。

第4条に次の1項を加える。

企画係

- (1) 重要な市行政の総合政策及び総合調整に関すること。
- (2) 政策情報の収集に関すること。
- (3) 行政組織に関すること。
- (4) 総合計画審議会に関すること。
- (5) 特命による重要施策の調整、調査、計画及び推進に関すること。

第5条を次のように改める。

## 第5条 削除

第8条総務係の項中第14号を第15号とし、第5号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 未利用地の活用に関すること。

第8条総務係の項に次の1号を加える。

(16) 他の部課の所管に属さないこと。

第8条行政経営係の項を削り、同条に次の1項を加える。

## 情報システム係

- (1) 情報システムの運用管理に関すること。
- (2) 情報ネットワークの運用管理に関すること。
- (3) 情報機器の運用管理に関すること。
- (4) 情報化施策の推進に関すること。
- (5) 情報セキュリティポリシーに関すること。

第9条の4を削る。

第9条の5中「財政課」を「財政経営課」に改め、同条財政係の項に次の1 号を加える。

(10) 課の庶務に関すること。

第9条の5に次の1項を加え、同条を第9条の4とする。

## 経営係

- (1) 行政改革の推進に関すること。
- (2) 行政改革推進委員会に関すること。
- (3) ファシリティマネジメントに関すること。
- 第10条の2の2魅力創造係の項に次の2号を加える。
  - (3) 情報技術の活用による市民サービスの向上に関すること。
  - (4) オープンデータに関すること。

第10条の4中「経済振興課」を「農林課」に改め、同条農林係の項第15 号を削り、同条商業観光係の項及び企業支援係の項を削り、同条の次に次の1 条を加える。

第10条の5 商工観光課が分掌する事務は、次のとおりとする。

#### 商業観光係

- (1) 商業の振興に関すること。
- (2) 伝統産業工芸品の保護及び振興に関すること。
- (3) 高山竹林園の管理及び運営に関すること。
- (4) 商業観光関係団体に関すること。
- (5) 観光の振興に関すること。
- (6) 計量事務に関すること。
- (7) 大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) に関すること (他課の所管に係るものを除く。)。
- (8) テレワーク&インキュベーションセンターの管理及び運営に関すること。
- (9) 課の庶務に関すること。

# 企業支援係

- (1) 工業の振興に関すること。
- (2) 企業等の誘致に関すること。

- (3) 企業等の立地に関すること。
- (4) 企業立地等の促進に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 中小企業の金融対策に関すること。
- (6) 創業支援に関すること。
- (7) 雇用対策に関すること。

第23条事業推進係の項第3号中「及び更新」を削り、同項第7号中「、指導及び育成」を「及び指導」に改め、同条給付係の項に次の1号を加える。

(3) 介護保険給付の適正化に関すること。

第32条計画係の項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) バリアフリーに関すること(他課の所管に係るものを除く。)。

第41条の3の次に次の1条を加える。

(危機管理監)

第41条の4 必要に応じ、総務部に危機管理監を置くことができる。

- 2 危機管理監は、危機事象の発生時において、事態に照らし緊急を要すると 認めるときは、副市長の命を受け、防災及び国民保護等の危機管理に関する 事務を統括するとともに、当該危機に関する事務を処理する職員を指揮監督 し、及び当該危機に関し所要の総合調整を行う。
- 3 危機管理監は、前項に規定する職務を行うほか、上司の命を受け、防災安全課の分掌する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(生駒市行政経営会議規則の一部改正)

第2条 生駒市行政経営会議規則(平成25年5月生駒市規則第31号)の一部 を次のように改正する。

第9条中「政策企画推進課」を「秘書企画課」に改める。

(生駒市庁舎管理規則の一部改正)

第3条 生駒市庁舎管理規則(昭和56年10月生駒市規則第11号)の一部を 次のように改正する。

別表第2中「秘書課長」を「秘書企画課長」に改める。

(生駒市公印規則の一部改正)

第4条 生駒市公印規則(平成9年3月生駒市規則第9号)の一部を次のように 改正する。

別表の専用公印の表の1の項及び2の項中「秘書課長」を「秘書企画課長」 に改める。

(生駒市会計規則の一部改正)

第5条 生駒市会計規則(昭和48年3月生駒市規則第2号)の一部を次のよう に改正する。

# 別表第1中

Γ	秘書課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	
		所管に係る物品の出納保管	_	
	政策企画推進課	所管に係る徴収金の収納	所管係長	
	長	所管に係る物品の出納保管	_	1

秘書企画課長 所管に係る徴収金の収納 所管係長 所管に係る物品の出納保管 一 に

改め、情報政策課長の部を削り、「財政課長」を「財政経営課長」に、

Γ	経済振興課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	た
		所管に係る物品の出納保管	_	ے ا

Γ	農林課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	
		所管に係る物品の出納保管		
	商工観光課長	所管に係る徴収金の収納	所管係長	
		所管に係る物品の出納保管		

改める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

を

に